

職場トラブルの相談を受けた時に 社労士が大切にしていること

注目トピックス

01 | 職場トラブルの相談を受けた時に

社労士が大切にしていること

社労士がどういう観点で職場トラブルの相談に対応しているのか、その解決のために確認するポイントについて紹介します。

特集

02 | 2025 年年末調整の主な変更点について

2025 年の年末調整では、税制改正を受けて、所得控除やいわゆる「年収の壁」の見直しに関連した被扶養者の収入確認方法等が変わります。

03 | 勤務間インターバル制度の意味と

効果的な運用方法について

ワークライフバランスのための勤務間インターバル制度の内容、並びに運用方法等を解説します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | 世界標準の 1on1

(ディスカヴァー・トゥエンティワン)

世界で行われる 1on1 の約半数が部下から「適切ではない」と評価されている一方で、マネージャーの多くは自身のスキルを高く評価しており、この認識のズレが組織成長を妨げています。これは、1on1 が形式的な報告会や雑談に終わり、成長支援につながっていないためです。

研究によれば、理想的な 1on1 では部下が話す割合が 50%から最大 90%であり、マネージャーは「教える人」ではなく「引き出す人」「聞く人」となるべきです。成功の鍵は、部下の業務上のニーズと、尊重されたいといった個人的なニーズの両方に応え、安心して話せる場をつくることにあります。

また、1on1 の質は質問の質によって決まります。「最近どう？」のような曖昧な質問ではなく、「人間関係づくり」「やる気の向上」など、6つのパターンに分類される効果的な質問を投げかけることで、深みのある対話が可能となります。本書は、部下との対話に悩む経営者やマネージャーにとって、明日からすぐに実践できる具体的な指針を与えてくれる一冊です。科学的根拠に基づいた手法で、社内の 1on1 を変革し、組織全体の成長を加速させましょう。

職場トラブルの相談を受けた時に社労士が大切にしていること

社労士がどういう観点で職場トラブルの相談に対応しているのか、その解決のために確認するポイントについて紹介します。

はじめに

「日本で解雇は難しい」という情報は広く認知されていますが、解雇が難しいのは、労働関係各法が「労働者を守ること」を目的にしているためです。

そのため、社労士が職場トラブルの相談を受ける際には、この労働者保護の原則を踏まえた上で、状況を確認していきます。以下、実際の相談対応で心がけているポイントをご紹介します。

1. 問題の本質と改善可能性の見極め

まずは「この問題は本当に改善できないのか」を慎重に見極めるため、以下の表のように相談内容ごとに状況を確認します。

相談内容	確認するポイント
能力不足	教育・指導・配置転換などの改善支援を十分に行ったか/若い新人か中途採用の経験者か/本人に改善の意思はあるかなど
協調性の課題	単にコミュニケーションや相性の問題か、業務上の支障があるか/改善のための面談・指導や配慮を行ったかなど
不正行為	事実関係は明確か/故意か過失か/反省の意思表示はあるか/悪質性の程度はどの程度かなど
勤怠の乱れ	健康上の理由、家庭の事情はないか/事前に改善を促す機会を設けたか/現在連絡は取れているかなど
ハラスメント	被害者の就業環境はどの程度悪化しているか/加害者側に自覚はあるか/再発の可能性はあるかなど
業績不振	本人の責任か会社の事情か/配置転換や業務軽減などの配慮をしたか/同じ社歴の同僚と比べてどうかなど

2. 事実関係の客観的な確認

感情的な判断を避けるため、客観的な記録の確認を重視

します。指導記録、面談メモ、メールのやり取り、必要に応じて映像・音声記録など、**客観性の高い証拠**を確認します。

3. 個別の事情に応じた配慮

職場トラブルの当事者の状況や背景の確認も大切です。勤続年数、年齢、家族構成、健康状態、キャリアの状況などは、**その方に適した解決策を考える**ために必要な情報です。たとえば、長く勤めているベテラン社員には、これまでの貢献も踏まえた対応が必要です。また、育児介護などの事情がある方には、生活への影響も考慮する必要があります。短期的に問題を解決するだけでなく、**その後の人生も見据えた判断**に気を付けています。

4. ルールの公平な運用

就業規則に基づいて、**全ての従業員に公平に対応しているか**を確認します。また、過去に同様の問題があった際の対応との整合性も見ます。つまり、「明確なルールがある」「誰に対しても同じ基準で判断している」この2つが整っていることを重視します。

5. 労働条件の適正性チェック

もし残業代の未払いなど、会社側にも改善すべき点がある場合、それも含めて整理します。

6. 最善の解決策を一緒に考える

重要なのは、**解雇は最終手段**だということです。多くの場合、改善指導、配置転換、業務調整、休職制度の活用など、他の選択肢があります。それでも難しい場合は、退職条件について双方が納得できる形を模索します。

職場の問題に向き合う際は、労働者保護という法律の前提を踏まえながら、企業の持続可能性にも配慮し、理性的・建設的に対処することが何より大切です。

2025年 年末調整の 主な変更点について

2025年の年末調整では、税制改正を受けて、所得控除やいわゆる「年収の壁」の見直しに関連した被扶養者の収入確認方法等が変わります。

はじめに

2025年の年末調整では、税制改正を受けて、所得控除やいわゆる「年収の壁」の見直しに関連した被扶養者の収入確認方法等が変わります。以下、主な変更点と注意点について解説します。

1. 基礎控除と給与所得控除の金額が引き上げ

2025年分の所得税計算では、基礎控除と給与所得控除の額がともに引き上げられます。控除額の増加により、その分所得税が減ります。たとえば年収が160万円の場合は基礎控除95万円+給与所得控除65万円=控除合計160万円となり、所得税がかかりません。

控除の種類	変更内容
基礎控除	48万円 ▶58万円~95万円※
給与所得控除	最低55万円 ▶最低65万円

※所得額に応じて段階的に控除額が設定される

2. 扶養親族等の所得要件の改正

所得税の計算上控除を受けられる扶養親族等の所得要件が改正により引き上げられました。つまり、所得要件が引き上げられた分だけ、年収が増えても扶養控除の対象になることとなります。典型的なパターンごとの年収要件は以下の表の通りです。

扶養親族	2024年	2025年
配偶者・一般の扶養親族	103万円以下	123万円以下
配偶者：配偶者特別控除 ※満額(38万円)の対象者	150万円以下	160万円以下

※扶養する側の年収によっては対象外となる

3. 特定親族特別控除

扶養親族のうち19歳以上23歳未満の学生などは、一

般に扶養するためにお金がかかります。そのため、大学生などの年齢の扶養親族は「特定扶養親族」として通常よりも多い扶養控除額(63万円)が設定されています。

しかし「年収123万円以下」という一般の扶養親族の年収要件では働く時間を依然制限するため、「特定親族特別控除」という新たな控除制度が始まりました。年齢要件を満たす学生アルバイトについては、以下の表の通り年収をさらに増やしても(養う側が)扶養控除を受けることができます。

特定親族特別控除金額表 (一部抜粋※)

年収	所得控除額
150万円以下	63万円
155万円以下	61万円
160万円以下	51万円
165万円以下	41万円

※以後年収188万円までは段階的に減額された所得控除を受けることができる。

4. 社会保険の扶養認定基準

関連して、19歳以上23歳未満の学生に限り、社会保険(健康保険)の扶養認定基準が、2025年10月より年収130万円未満から**年収150万円未満**に引き上げられました。

一見特定親族特別控除の150万円と同じですが、厳密には以下の違いがありますので注意が必要です。

所得税	150万円以下(通勤手当などの非課税支給を除いた課税給与)
健康保険	150万円未満(通勤手当を含んだ給与総額)

注：段落1~3における年収とは、収入が給与収入のみの場合の年収(非課税通勤手当等を除く)を指します。

勤務間インターバル制度の意味と効果的な運用方法について

ワークライフバランスのための勤務間インターバル制度の内容、並びに運用方法等を解説します。

はじめに

自民党の新総裁の発言からワークライフバランスがにわかに脚光を浴びていますが、昨今の働き方改革により労働時間の短縮はますます重要視されています。ワークライフバランスのための施策の一つとして、勤務間インターバル制度の内容を解説します。

勤務間インターバル制度とは

「勤務間インターバル制度」とは、前日の勤務が終了してから翌日の勤務を開始するまでの間に、一定時間の休息（インターバル時間）を確保する制度をいいます。つまり、「**休む時間を保障する制度**」です。日本では、2019年の「働き方改革関連法」により努力義務として導入され、企業に制度導入を促す施策が進んでいます。

特に2023年以降は、育児や介護を行う労働者への支援策の一環として、勤務間インターバル制度の導入が一部義務化の方向で検討・推進されています。

EU諸国ではすでに「1日11時間以上の休息時間確保」が法的に義務づけられています。一方で日本では努力義務ながら、心身の健康確保・過労防止の観点から導入企業が増加しています。

制度導入の目的と効果

勤務間インターバル制度の最大の目的は、過重労働を防ぎ、働く人の生活と健康を守ることです。期待される具体的な効果は次のとおりです。

- ・ 長時間労働による心身の疲労やメンタル不調の予防
- ・ 睡眠不足の改善による労働生産性の向上
- ・ 家庭生活・育児・介護など私生活との両立支援
- ・ 結果的に離職防止や人材定着につながる

特に近年勤務間インターバル制度は、ワークライフバランスと子育て支援の観点から、育児期社員への支援策の

一つとして注目されています。

法的な位置づけと助成金制度

労働時間等設定改善法により、勤務間インターバル制度は企業に対して努力義務とされています。厚生労働省では制度導入を後押しするため、次のような助成金制度を設けています。

「**働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コース**」➡ 所定のインターバル時間を設定し、制度導入や就業規則変更、管理システム導入等を行った企業に対して助成

インターバル時間の設定例

実際に企業が導入している勤務間インターバル時間は、**9~11時間**が多く設定されています。たとえば、インターバルを「11時間」と設定した場合、夜22時に退勤した従業員は翌日の出勤を午前9時以降にする必要があります。

夜間シフトや交替制勤務のある職場では、勤務シフトを作成する際にインターバル時間を踏まえる必要があります。

中小企業にとっての導入メリット

勤務間インターバル制度を導入した場合、企業では次のような効果が期待できます。

- ・ 残業時間の抑制と勤務時間の見える化
- ・ 従業員の睡眠改善によるパフォーマンス向上
- ・ 「ホワイト企業」としての採用・定着効果
- ・ 育児・介護中の従業員への支援姿勢の明確化

特に若手社員や女性従業員の採用で、「働き方に配慮してくれる会社」という印象を与える点はメリットとなるでしょう。